議員提出議案第１２号

虚偽の陳述に対する告発の件

上記議案を別紙のとおり会議規則第１４条第２項の規定により提出します。

令和８年１１月１９日提出

渋川市議会議長　安カ川　信之　様

提出者　市の保有する個人情報漏えいに
関する調査特別委員会
委員長　　田中　猛夫

別紙

議員提出議案第１２号

虚偽の陳述に対する告発の件

本議会は、議決により市の保有する個人情報漏えい関する調査のため、被告発人を関係人として証言を求めたところ、虚偽の陳述をしたものと認められるから、地方自治法（以下「法」という。）第１００条第９項の規定により告発するものである。

１　告発人及び被告発人

（１）告発人

群馬県渋川市議会議長　安カ川　信之

（２）被告発人

群馬県渋川市議会議員　角田　喜和

２　告発理由

本件は、渋川市議会議員望月昭治氏及びその家族に関する、個人情報の保護処理をしていない状態の公文書等（以下「個人情報未処理の公文書等」という。）が市役所から複数漏えいした（以下「本件漏えい」という。）ことが発覚し、設置された調査特別委員会が行った証人尋問における証言に関するものである。

被告発人角田喜和議員（以下「被告発人」という。）は、現職の渋川市議会議員である。

被告発人は、北橘町在住の市民である[redacted]氏が望月昭治氏の行為に関し、森林法違反、土砂条例違反、農地法違反及び地方税法違反等の疑いがあると市に通報した当初、[redacted]氏とともに望月昭治氏の疑惑を追及していた。

[redacted]氏は望月昭治氏関連の個人情報未処理の公文書等を多数保有しているが、これらは全て被告発人が持ってきたと証言した。

一方で、被告発人は、[redacted]氏に届けた個人情報未処理の公文書等は、[redacted]氏から預かった文書を送り返したものである、それ以外の個人情報未処理の公文書等を届けたことはないと証言した。

この証言を踏まえて、調査文書３（最終頁最下段の枠囲みの文書。以下同じ）についての各証人の証言を検証した。

[redacted]氏は、調査文書３は[redacted]氏が同席する中で、被告発人が持ってきたと証言した。

被告発人は、[redacted]氏に届けたのは調査文書３ではなく、議員として正規に請求し、市当局から提供された個人情報の保護処理をされた土砂条例関連文書であると証言した。

[redacted]氏は、被告発人が[redacted]氏の事務所に調査文書３を届けた時に同席していたと証言した。

被告発人は、３回に及んだ証人尋問において、証言が二転三転し、前回と全く異なった証言をすることが頻繁にあった。その証言には一貫性がなく、信憑性は著しく低いと判断せざるを得ないものであった。よって、被告発人の証言は採用しないこととした。

一方で、[redacted]氏は被告発人と利害関係がなく、虚偽の陳述をする動機がないことから、信憑性があり信用することができると判断し、同氏の証言は事実と認定し採用することとした。

さらに[redacted]氏及び[redacted]氏は、[redacted]県議会議員の控え室において[redacted]氏が調査文書３を示して問い詰めたところ、被告発人は自分が[redacted]氏に渡したものに間違いないと認めたのを聞いたと証言した。

[redacted]氏及び[redacted]氏も虚偽の陳述をする動機がないことから、証言は信憑性があり信用することができると判断し、事実と認定した。

それらを総合して、本調査特別委員会は、調査文書３は市役所内部から被告発人により持ち出され、[redacted]氏が同席する中で[redacted]氏に届けられたと認定した。

以上のことから、[redacted]氏に調査文書３を届けたことはないという被告発人の証言は、本件漏えいに加担した罪を逃れることを目的として、自己の記憶に反して虚偽の陳述を行ったと認定したものである。

これにより、被告発人が宣誓の上で行った証言は、法第１００条第７項に該当すると認められるので、被告発人を法第１００条第９項の規定により告発するものである。

３　告発の対象とする証言内容

（被告発人）

[redacted]氏に土砂条例の関係の文書を取ってくれと頼まれたので、議員として正規の資料請求を行い、入手した土砂条例関連文書は議長公印が押印された送付書をつけて、そのまま[redacted]氏に渡した。

（髙木勉市長）

[redacted]氏から望月昭治氏関連で、土砂条例違反、夜間の土砂搬入、過積載及び産廃の不法投棄が行われているので、調査、告発しろと何度も要求されていた。調査文書３を見せたところ、写しを求められたので渡した。

（[redacted]氏）

令和２年９月１６日頃、自宅に[redacted]氏が同席しているところに被告発人が調査文書３を持ってきた。議長公印が押印された送付書がついており、中身は黒塗り等の個人情報の保護処理がされていなかった。

（[redacted]氏）

令和２年９月１６日頃、[redacted]氏の事務所で、角田喜和議員が調査文書３を持参した時に同席していた。

被告発人宛で、市議会議長の公印が押してある送付書がついていた。個人情報の保護処理がされていない起案書や図書は見たこともなかったので、議員の調査はすごいなと強く印象にある。

（[redacted]氏）

令和５年２月１０日に[redacted]県議会議員の控え室で、[redacted]氏が調査文書３が綴られた青いファイルを示しながら、お前が伊勢久美子市長戦略部長から文書をもらってこのファイルに綴じたのか、それとも、綴じてあったファイルを持ってきたのかと被告発人に迫った。すると被告発人が、「伊勢久美子市長戦略部長からもらって自分がファイルに綴じた。」と認めた。その場には[redacted]氏、[redacted]氏、被告発人、[redacted]県議会議

員及び私の５人がいた。

（[redacted]氏）

[redacted]県議会議員の控え室で、[redacted]氏が調査文書３を示して問い詰めたところ、被告発人は自分が[redacted]氏に渡したものに間違いないと認めた。

（調査文書３）　望月建設株式会社が「渋川市土砂等による埋立て等の規制に関する条例」により、田之郷川において施工中の土砂の搬入等にかかる申請、許可、報告書類等一式で、個人情報の保護処理がされていない状態で流出したものを指す。調査文書３と同一で、個人情報の保護処理をされた文書は「土砂条例関連文書」と表記する。

漏えいした個人情報：職員の印影、個人の住所、氏名、印影、住民票、事業者の印鑑証明、実印の印影、従業員の氏名、印影、電話番号